

施設基準届出項目

(当院では関東信越厚生局長へ次の施設基準を届け出しています)

○夜間・早朝等管理加算 (50点)

土曜日は午後12時以降・平日は夕方6時以降に受付をされた方については、診療料に費用(点数)を加算して請求させていただきます

○明細書発行体制等加算 (1点)

算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数または金額を記載した詳細な明細書を無料でお渡ししています。明細書の発行が不要の方にも加算されます。なお、明細書が不要な場合には受付へお申し出ください。

○時間外対応体制加算 3 (4点)

時間外にお体の具合が悪くなったような場合は、平日の夜10時まで電話でのご相談に応じています。診察券に記載されている連絡先もしくは、医師の携帯にお電話ください。

○在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算

○在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

○外来感染対策向上加算 (6点)

施設基準に基づき院内感染対策を行い、月1回診療料に点数を加算させていただきます。

○連携強化加算 (3点)

長岡中央総合病院と連携し感染症等の報告を行い必要であれば助言を求めます。

○地域包括診療加算 1 (38点・28点)

定められた疾患について主治医としての機能を高めます。詳しくはパンフレットをご覧ください。

○機能強化加算 (初診時80点)

かかりつけ医として様々な相談に応じます。詳しくはパンフレットをご覧ください。

○二次性骨折予防継続管理加算 3 (月1回500点)

二次性骨折予防継続管理料1を算定していた患者であって、外来において継続的に骨粗鬆症に関する評価及び治療を実施した場合に算定します。

○がん治療連携指導料 (月1回300点)

計画策定病院へ診療情報を文書により提供した場合に算定します。

○電子的診療情報連携体制整備加算 2 (初診9点)

ア 医師等診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を行っています。

イ マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

ウ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しています。

電子処方せんを発行できる体制を整えています。

○電子的診療情報連携体制整備加算 (再診) (2点)

○外来・在宅ベースアップ評価料 (I)